

第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年4月24日(木) 午後2時00分～午後3時40分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長: 16番 興野 礼子 職務代理者: 8番 黒須 明 委員: 1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥 畑 智子、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文 4. 欠席委員(1人) 10番 小池 進 5. 出席推進委員(2人) 5番 川俣 司、22番 石岡 幸雄 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(第3号)に係る意見について 日程第7 議案第6号 令和6年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について 日程第8 議案第7号 令和7年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について 追加日程第1 追加議案第1号 令和7年度最適化活動の目標の設定について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長(小口)	ただいまから令和7年第4回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(小口)	本日は、10番 小池 進 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中16名で定数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)

(会長(興野))	議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(小口)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(小口)	< 経過報告を朗読 > < 2月総会において議決を行った「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」について、栃木県からの再指導により再修正及び再々提出した旨を説明 >
事務局(中山)	< 「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の再修正箇所について資料に沿って説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 11番 檜山 徳夫 委員、12番 田澤 稔 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、6番 小口 久男 委員。整理番号2番、5番 川上 恵 委員。整理番号3番、19番 大野 覚文 委員。整理番号4番、4番 堀江 恒夫 委員。
6番 小口 久男 委員	4月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。第2種兼業農家。農

(6番 小口 久男 委員)	機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田158a、畑2a、計160a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
5番 川上 恵 委員	4月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、自家消費用のナス、トマト、キュウリを作付予定。農業従事年数及び農業形態、なし。建設業を営んでおり、非農家。農機具・家畜の保有状況、管理機1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
19番 大野 覚文 委員	4月21日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、スピードスプレヤー2台、ローダー1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,025a、畑81a、樹園地104a、計1,210a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
4番 堀江 恒夫 委員	4月13日、渡人、受人、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻(肥培管理中)、ジャガイモ、白菜 他。農業従事年数及び農業形態、約43年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約30m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田38a、畑63a、計101a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
22 番 石岡 幸雄 推進委員	整理番号1番について、資料2ページをご覧ください。申請地の南側の隣接地は受人の所有地で、約2年前から申請地と合わせて1枚にして作付けしておりました。渡人の父親の具合が悪かったため中々申請ができなかったそうなのですが、父親が亡くなった後、行政書士に相談し、今回の申請に至ったそうです。
5 番 川俣 司 推進委員	特にありません。
	< 他に意見なし >
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、6番 小口 久男 委員。整理番号2番から4番、12番 田澤 稔 委員。
6 番 小口 久男 委員	4月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子。転用事業者、●

(6 番 小口 久男 委員)	●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで田、西が田、南が道を挟んで宅地、北が田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、使用貸借権の設定 永久。転用計画、転用事業者は、現在、妻、子3人と市内の妻の実家で生活しているが、手狭になってきたこと及び将来の生活を考慮して、申請人の実家がある●●●地内で新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を借用できることになり、申請に至った。総事業面積、495.58㎡。転用面積、495.58㎡。転用目的、一般住宅、木造2階建 1階89.43㎡ 2階30.64㎡。建築面積、93.98㎡。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年6月1日から令和7年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
12 番 田澤 稔 委員	4月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社 代表社員 株式会社●●● 職務執行者 ●●●氏。●●●から●●●で太陽光発電事業を実施しており、現時点では●●●が多いそうです。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が田、北が道を挟んで田。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,403㎡、うちフェンス内約948.71㎡。転用面積、1,403㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。9年で黒字見込む。売電単価、税抜14.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は●●●株式会社。提携を結んでいる別会社で、全てこちらへ売っているそうです。構造等、パネル176枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力103.84kW、年間発電量約11万4千kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年5月7日から令和7年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年6月14日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 4月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、

(12 番 田澤 稔 委員)	株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。●●●や●●●で太陽光発電事業を実施しており、本市は初めてだそうです。また、●●●は●●●にある会社が全部やっているそうです。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が宅地、南が用悪水路・道を挟んで田、北が道を挟んで田。同意書、なし。挨拶はしたそうです。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,664 m²、うちフェンス内約 989.8 m²。転用面積、1,664 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。12 年で黒字見込む。売電単価、税抜 12.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 184 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 109.48kW、年間発電量約 12 万 3 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。法面はギリギリにしないこと、近くに民家があるのできちんと調整することを申入れしてあります。法面や道路に影響がないよう気を付けるとのことです。代替性検討、土地選定経過あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年8月1日から令和7年12月31日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和5年12月26日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 4 月 22 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。この申請地については、北側の隣接地に敷き詰められている砂利が申請地にも 1～2 mかかっており、その部分は農地として管理されていなかったため、追加資料として顛末書の提出を求めました。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が田、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と●●●の借家で生活しているが、将来の生活を考慮して、お互いの実家及び勤務先への通勤距離から最適である●●●付近で新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、500 m²。転用面積、500 m²。転用目的、一般住宅、軽量鉄骨造平屋建 111.69 m²。建築面積、112.50 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝へ放流。●●●土木事務所の許可済。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和7年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第1種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
----------------	--

議長	調査委員の報告が終わりました。●●●地区担当 1 番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1 番 大窪 克美 委員	整理番号 1 番については、住宅を建築するのにいいところなので、問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 15 番 石川 翔平 委員、何かありますか。
15 番 石川 翔平 委員	整理番号 2 番については、現地を確認したところ、周りに迷惑がかからない場所だったので、許可相当と思います。
議長	●●●地区担当 19 番 大野 覚文 委員、何かありますか。
19 番 大野 覚文 委員	整理番号 3 番については、申請地の北側が水田で落差が 1 m 位あるので、水を張ると申請地まで染みってくるのかなと思いましたが、事業者に聞いたら、側溝を造って整えるそうです。整理番号 4 番については、申請地内に看板と電柱の支線が入っていたのですが、それについてはお互いでの話し合いになると思います。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（中山）	< 営農型発電設備の下部の農地における営農作物の変更について、営農計画書に沿って説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 は、その他異議等がないようですので、営農計画書のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 は、営農計画書のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、6番 小口 久男 委員。
6番 小口 久男 委員	4月20日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和58年4月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約50年以上。申請地は、50年以上前に自動車修理工場や車庫を建築し、隣接地●●●（宅地）の一部と併せて自動車修理工場敷地として利用するようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >

議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、その他質疑等がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「農用地利用集積等促進計画案（第3号）に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案の説明の前に、貸借制度の変更について簡単にご説明いたします。令和7年3月までは、基盤法に基づく、出し手と受け手が直接行う貸借と、農地バンク法に基づく、農地バンクを利用した貸借がありましたが、基盤法の改正に伴い、令和7年4月からは、農地バンクを利用した貸借に一本化となりました。手続きの流れとしましては、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会に意見の聴取が行われた後、市が促進計画案を作成し、農地バンクに提出します。その後は、農地バンクが促進計画を作成し、市に認可申請をすることとなり、促進計画が市に認可・公告された後、貸借が開始します。では、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案（第3号）に係る意見について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第3号）については、新規3件です。農地中間管理権の設定を受ける者1名、農地中間管理権の設定をする者3名です。設定面積は、14,377㎡です。令和7年度累計は、同じく14,377㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年5月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「農用地利用集積等促進計画案（第3号）に係る意見について」 は、その他異議等

(議長)	がないようですので、「意見なし」として回答することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「農用地利用集積等促進計画案（第3号）に係る意見について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「令和6年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	< 活動実績報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議長	< 質疑・異議なし > ただいま上程中の、議案第6号 「令和6年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、その他異議等がないようですので、原報告書のとおりとしてよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第7 議案第6号 令和6年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 は、原報告書のとおりとすることに決定いたしました。 次に、日程第8 議案第7号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	< 活動方針及び活動計画について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第7号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、その他異議等がないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「令和7年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」 は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、過日、お示しをした招集告示の他に追加議案がある旨事務局より受けております。ついては、議案を追加して議事を進めることにご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認めます。よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。 ここで暫時休憩をいたします。（ 午後 3時 27分 ）
	< 暫時休憩、追加議案書を配付 >
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。（ 午後 3時 30分 ） お配りしました追加議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（小口）	< 追加議事日程の朗読 >
議長	これより追加議事に入ります。

(議長)	追加日程第1 追加議案第1号 「令和7年度最適化活動の目標の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 追加議案第1号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（小口）	< 令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明 > 以上でございますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、追加議案第1号 「令和7年度最適化活動の目標の設定について」 は、その他異議等がないようですので、原案のとおりとしてよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、追加日程第1 追加議案第1号 「令和7年度最適化活動の目標の設定について」 は、原案のとおりとすることに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。
	(午後 3時 40分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月24日

議長

11 番

12 番